

令和4年3月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和4年	3月23日	開会
令和4年	3月23日	閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第2号

令和4年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月24日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 令和4年3月23日（水）午後1時

2 場 所 宮古市役所議事堂議場

令和 4 年 3 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 定 例 会

令和 4 年 3 月 2 3 日（水曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

- | | | |
|-----|---|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 施策大綱説明 |
| 日程第 | 4 | 議案第 1 号 令和 4 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算 |
| 日程第 | 5 | 議案第 2 号 令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 | 6 | 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例 |
| 日程第 | 7 | 議案第 4 号 宮古地区広域行政組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正
する条例 |

出席議員（１３名）

１番	三田地	久志君	２番	木村	誠君
３番	畠山	和英君	４番	阿部	吉衛君
５番	伊藤	清君	６番	高橋	秀正君
７番	千葉	泰彦君	８番	畠山	拓雄君
９番	落合	久三君	１０番	豊間根	信君
１１番	黒沢	一成君	１２番	中村	勝明君
１３番	藤原	光昭君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

管理者宮古市長	山本	正徳君
副管理者宮古市副市長	桐田	教男君
事務局局長	松下	寛君
総務課長	松橋	かおる君
施設課長	田中	晋君
施設課主幹	坂本	好治君
消防長	小林	達広君
消防次長兼総務課長	中村	光宏君
消防次長兼消防課長	畠山	毅君
指令課長	石田	康典君
宮古消防署長	三浦	正成君
山田消防署長	福士	勝君
岩泉消防署長	和山	勝富君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	八重樫	健太朗

◎開 会

- 議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和4年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（藤原光昭君） 諸報告を行います。

宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第199条第9項及び同法第235条の2第3項の規定により、令和3年度定期監査及び令和3年度一般会計の9月、10月、11月、12月、1月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤原光昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、5番、伊藤清君、6番、高橋秀正君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（藤原光昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

◎施策大綱説明

- 議長（藤原光昭君） 日程第3、施策大綱説明について、管理者の説明を求めます。

山本正徳宮古市長。

- 管理者宮古市長（山本正徳君） 令和4年3月宮古地区広域行政組合議会定例会の開会に当たり、令和4年度当初予算に伴う施策の大綱を申し上げ、議員各位並びに宮古圏域住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨今の新型コロナウイルス感染症により、宮古圏域における住民の方々も新しい生活様式を求められるなど、社会を取り巻く環境変化は現在も継続しております。構成市町村におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な対策を講じなければならない状況にあります。

このような状況下において、当組合といたしましても宮古圏域の共同処理事業について構成市町村及び関係団体と連携、協力し、安定した事業を継続できるよう取り組んでまいります。また、事務事業の内容を精査し、効率的かつ適切な運営となるよう努めて

まいります。

それでは、令和4年度当組合の共同処理事業を実施するに当たり、重点的に取り組む施策の概要について申し上げます。

一般廃棄物処理事務につきましては、宮古圏域における資源循環型社会の形成に向け、構成市町村と連携し、一般廃棄物処理基本計画に基づく4Rの推進と一般廃棄物の適正処理に取り組んでまいります。また、一般廃棄物の適正処理は、地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る上で不可欠であり、新型コロナウイルス感染症拡大時においても事業継続が求められることから、引き続き感染予防の徹底と体制維持、強化に取り組んでまいります。

一般廃棄物処理施設の管理運営につきましては、長寿命化計画に基づく施設の保守・保全についてPDCAサイクルによる事業管理を徹底し、施設機能の安定維持と効率的な施設運営に努めるとともに、高度化する技術に対応するための人材育成と技術の継承に取り組んでまいります。

次期最終処分場整備につきましては、令和4年度から令和10年度までの7年間を計画期間とした循環型社会形成推進地域計画に基づき、令和4年度は施設整備基本計画策定業務、地質調査等業務及び生活環境影響調査業務の3事業を実施してまいります。

消防事務につきましては、管内住民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守るため、新型コロナウイルス感染症への予防対策を行いながら消防活動体制を強化するとともに、救急業務の高度化、火災予防行政の推進などによる総合的な施策を推進してまいります。

救急業務の高度化につきましては、近年の救急需要に対応するため、引き続き救急救命士を養成するとともに、救命率の向上を図るため医療機関との連携によるメディカルコントロール体制の充実を図ってまいります。また、事業所や学校に対して応急手当の知識と技術を広く普及させるなど、地域全体で救命率の向上に取り組んでまいります。

火災予防行政の推進につきましては、消防団や婦人防火クラブなどとの連携を図りながら、住宅用火災警報器の設置推進と併せて適切な維持管理の指導に努め、住宅防火対策を推進してまいります。また、火災や事故を未然に防止するため、防火対象物及び危険物施設に対し立入検査の計画的な実施や関係機関との連携などにより、引き続き防火安全対策に努めてまいります。

人材育成の充実につきましては、住民の安全・安心に対する期待や関心の高まり、災害の多様化、大規模化など消防需要の増大に対応するために、職員一人一人の能力を最大限に引き出し、組織力を高めていくことが重要となります。そこで、消防大学校や岩手県消防学校、医療機関などでの訓練や研修に積極的に参加し、職員の資質の向上を図ってまいります。

消防施設整備につきましては、施設整備計画に基づき災害対応力強化を図るため、令和8年4月に県内10消防本部で共同運用を開始する岩手消防指令センターの整備事業を進めてまいります。また、消防車両につきましては水槽付消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車3台を更新し、消防活動の充実強化を図ってまいります。

この施策の大綱を踏まえ、構成市町村の厳しい財政状況の中、令和4年度の事務事業

を計上いたしました。令和４年度の一般会計当初予算額は32億2,546万8,000円となり、前年度に比較して１億6,182万5,000円、5.3%の増となったところでございます。宮古地区広域行政組合の管理者として共同処理事業の責務を担うに当たり、予算の効率的な執行に配慮しながら、行政サービスの一層の向上のため鋭意努力をしております。

以上、令和４年度の宮古地区広域行政組合の施策の大綱を申し上げます。議員各位のご理解とご協力をお願いするとともに、令和４年度予算案にご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第１号 令和４年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（藤原光昭君） 日程第４、議案第１号 令和４年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 予算書の１ページをお開き願います。

議案第１号 令和４年度宮古地区広域行政組合一般会計予算についてご説明いたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,546万8,000円と定めるものでございます。

第２条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を３ページの第２表債務負担行為のとおりとするものでございます。

第３条は、一時借入金 の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第４条は、歳出予算の各項間の流用について定めるものでございます。

令和４年３月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

それでは、歳入からご説明いたしますので、６ページ、７ページをお開き願います。

１款分担金及び負担金、１項負担金、１目組合負担金は31億1,830万7,000円の計上で、構成市町村からの負担金でございます。１節総務9,340万7,000円、２節衛生10億2,706万5,000円、３節消防19億9,783万5,000円の計上でございます。

２款使用料及び手数料、１項手数料、１目総務使用料は土地等使用料13万3,000円の計上でございます。

２款使用料及び手数料、２項手数料、１目衛生手数料は、収入見込みにより処理業許可、ごみ処理及びし尿処理の手数料について、合計4,112万3,000円の計上でございます。

２目消防手数料は、収入見込みにより危険物取扱許可及び諸証明の手数料について合計70万4,000円の計上でございます。

３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目衛生費国庫補助金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金として46万5,000円、新規最終処分場建設に係る循環型社会形成推進交付金事業費補助金として2,170万円、計2,216万5,000円を計上するものでございます。

８ページ、９ページをお開き願います。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目消防費県負担金は、岩手県防災航空隊への職員派遣に伴う派遣職員人件費県負担金について763万4,000円を計上するものでございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入は、敷地貸付料で36万円の計上でございます。

5 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目物品売払収入及び6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は整理科目でございます。

7 款諸収入、1 項組合預金利子、1 目組合預金利子は、収入見込みにより5,000円の計上でございます。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入は、資源物売払代金など3,503万5,000円の計上でございます。

次に、歳出をご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費は、議会運営に要する経費で、1 節報酬から12 節委託料まで合計242万4,000円の計上でございます。主なものは議員報酬及び旅費でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、職員給与費など事務局の業務全般に要する経費で、1 節報酬から18 節負担金補助金及び交付金までの合計8,094万7,000円の計上でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目公平委員会費は、県への公平事務委託料で5万3,000円の計上でございます。

2 款総務費、2 項監査委員費、1 目監査委員費は、1 節報酬から11 節役務費までの合計34万3,000円の計上でございます。

3 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目環境衛生費は、旧食肉処理センターの建物に係る保険料1万円を計上するものでございます。

3 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費は、10 節需用費及び12 節委託料の合計1億7,423万8,000円の計上でございます。主なものは構成町村のごみ収集に要する経費で、1,207万7,000円の増額は岩泉町ごみ収集委託の見直し等によるものでございます。

2 目ごみ焼却施設費は、職員給与費のほか、ごみ焼却施設の管理運営に要する経費で、2 節給料から次の14ページ、15ページの26 節公課費までの合計3億9,174万7,000円の計上でございます。対前年度比較で175万1,000円の減額の主な理由は、施設修繕費の減によるものでございます。

3 目埋立処分地施設費は、職員給与費のほか最終処分場の管理運営に要する経費で、2 節給料から次の16ページ、17ページの26 節公課費までの合計2億418万8,000円の計上でございます。対前年度比較で7,170万1,000円増額の主な理由は、新規最終処分場建設に係る生活環境影響調査、施設整備基本計画及び地質調査業務の計上によるものでございます。

4 目し尿処理施設費は、職員給与費のほか、し尿処理施設の管理運営に要する経費で、2 節給料から26 節公課費までの合計2億3,130万9,000円の計上でございます。対前年比較で1,005万6,000円の増額の主な理由は、浄化槽汚泥用夾雑物除去装置更新、施設修繕

費の増によるものでございます。

5目汚泥混焼施設費は、施設の管理運営に要する経費で、10節需用費から12節委託料まで1,353万6,000円の計上でございます。対前年比較で92万9,000円の増額の主な理由は、汚泥圧送ポンプ修繕等施設修繕費の増によるものでございます。

6目リサイクル施設費は、職員給与費のほか、リサイクル施設の管理運営に要する経費で、2節給料から次の18ページ、19ページの26節公課費まで、合計8,384万2,000円の計上でございます。前年度比較で526万5,000円の増額の主な理由は、計量システム整備、気中開閉器等更新工事などの計上によるものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、消防職員給与費、消防・救急業務等に要する経費で、2節給料から次の20ページ、21ページ、26節公課費まで合計18億1,362万3,000円の計上でございます。対前年比較で508万9,000円の増額の主な理由は、職員給与費及び燃料費等の増によるものでございます。

2目消防施設費は、14節工事請負費から18節負担金補助及び交付金までの合計1億9,255万円の計上でございます。対前年度比較で6,585万5,000円増額の主な理由は、高規格救急自動車3台、水槽付消防ポンプ自動車1台の購入に係る備品購入費の増及び消防指令業務共同運用に係る岩手消防指令センター総合整備事業負担金、これの新規計上によるものでございます。

5款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費、1目衛生施設災害復旧費及び22ページ、23ページの5款災害復旧費、2項その他公共・公用施設災害復旧費、1目消防施設災害復旧費は整理科目でございます。

6款公債費、1項公債費、1目元金2,558万1,000円及び2目利子107万5,000円については、旧崎山清掃工場解体、リサイクルセンター建設、ストックヤード建設に係る長期債元利償還金及び一時借入金利子を計上するものでございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費は、1,000万円を計上するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ32億2,546万8,000円の計上で、前年度と比較いたしまして歳入歳出それぞれ1億6,182万5,000円の増額でございます。

附表といたしまして、24ページから27ページまで給与費明細書、28ページ上段に債務負担行為で当該年度以降の支出予定額等に関する調書、下段に地方債に関する調書を添付しております。

以上が令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（藤原光昭君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、予算書もしくは予算に関する説明資料のページ数を言ってから、質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 予算書の12、13ページ、3款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費。広域の議員を一定年数やっていて、こういうのを聞くのも何か勉強不足を言われそうですが、12節委託費、ごみ収集運搬委託費の説明書きのところに、山田町、岩泉町、田野畑村それぞれ金額が書いてあるのですが、その人口の割合、ごみの搬出量等を踏まえて、し尿処理だったら中継する必要もある、そういう予算も出ているのですが、ごみ収集運搬に関して岩泉町の委託費が山田町よりも一千数百万円多いというのは、基本的に何が違うのですか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、車1台に乗る乗員の考え方については、これは町村統一で運転手と作業員という格好で積算をしています。その町村の違いについては、町の収集の計画、ルートであったり、こういった品目を集めるかという考え方によって変わってきているものでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） もっと平たく言いますと、岩泉町の場合は、私は山田町との比較で質問したつもりなのですが、やはり非常に面積が広くて小集落があちこち点在しているということで、必要以上に経費がかかるのかなというふうな思いで聞いていますが、そういうことですか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） そういうことだと思います。要は、山田町は車両が5台で計画しています。岩泉町の場合は9台で計画してまして、その地域の事情によるものかなと考えていますし、その収集運搬の方法も、山田町の場合は可燃ごみは3社で1台ずつ、3台で出る。そして、不燃ごみと資源物は1社で2台で運行しているというようなことで、距離的な要因なのか、あるいは地域の事情に応じた収集運搬の方法等でその金額の違いが出ているのかというのは、ちょっと分析できていないところもあるのですが、要因の一つとしてはそういうのもありますし、議員ご指摘のとおり距離的な部分もあるのかなと思っています。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 次に、14、15ページ、3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費の15ページのところの10節需用費。再三でもないですが、時々聞いていますが、光熱水費6,975万2,000円、当初予算で組んでいますが、ご存じのように数年前に基幹的設備改良工事をやって、なぜ基幹的設備改良工事をやるかの目的の一つに、あくまでもそれが全てではなくて、ある意味、副次的なと言ってもいいのですが、ごみ焼却施設を回転する上で光熱費、とりわけ電気代を大幅に節約できるということも一つの大きなメリットとして言われてきたのですが、この当初の6,975万円は、その基幹改良前の当初の予算計上費と比べてどのくらい下がっていますか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 大体1,700万円から2,000万円くらい下がってきていると思っています。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） これは、その確認にとどめます。

それから、最後に20、21ページ、4款消防費、1項消防費の1日常備消防費の20、21ページの18節負担金補助金及び交付金480万円。ここにいわて消防指令センター総合整備事業費負担金480万円、これは事前の全協での説明資料では新規の事業であると。その説明の中で、令和8年4月に運用を開始するだろう予定の消防指令センター共同運用に関わる事前の実施設計を、2年間で実施設計をつくるんだというのが全協で示された資料の中に書いてあります。

そこで質問ですが、令和4年度の当初で480万円計上しているということは、先ほどの説明書との整合性という点で、これは令和5年度も金額は別にして、やはり2か年の計画だというふうに理解すれば、これも令和5年度にはもう一回というか、繰越明許費と債務負担行為の項目にはないのですが、来年も同様の予算措置が必要になるというふうに理解するのですが、そういう理解でいいですか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 2か年の事業となります。この設計の分につきましては、令和4年度と5年度、今回は令和4年度の分を、進捗状況を見ていて、全体の65%の分を予算に計上しております。令和5年度につきましては残りの35%の部分を予算に計上するという予定となっております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 別に事業の内容が何か疑問があるというのではなくて、黙って債務負担行為で次年度分も計上しなかったのには何か意味があるのですか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） この事業につきましては、契約があくまでも盛岡地区広域消防組合が代表となってやるという契約になりますので、そのほかの消防本部につきましては年度ごとの負担金という形で支払うということになってございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 分かりました。今、消防長が答弁の中で言った、実はこれも全協のときに示された資料の中に書いてあるのですが、今、消防長が言ったように、実施設計をつくるのは盛岡地区広域消防組合がやるのだと。

そこで、2つ目のこれに関する質問は、少し前に消防指令センターの共同運用に関する各参加するだろう消防本部が各議会で議決をして協議会、これを立ち上げるという議決をしましたよね。この協議会は、この予算とは直接はリンクはしないのですが、全協の資料に事業を起こすのは盛岡地区広域消防組合だというふうに書いてあります。この盛岡地区広域消防組合が予算を計上して、かかる費用は、これから予想される構成団体が負担金として上納するというので議決を既に行っている。多分ほとんどの消防本部は議決済みだと思うのですが、この協議会はまだ設置されていないのですか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） この協議会につきましては、宮古地区広域行政組合では1月14日に臨時議会で議決をいただいております。そして、他の消防本部につきましても、

3月3日までに全て議決をいただいております。現在は4月1日の協議会の設置に向けて各管理者間での設置に関する協議書の取り交わしについての署名と押印について順次回っているところでございます。それに続きまして、4月1日、正式に協議会の設置ということになります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうしますと、他の消防本部を所管する広域行政組合が議決をして、いろいろ準備をして4月1日にはこの協議会を立ち上げると。そうしますと、タイムラグがあって、今回の予算措置は盛岡地区広域消防組合で予算計上して進めるので、構成する団体で負担金ということで拠出するというのはいいのですが、協議会が発足した場合に、この負担金は来年度以降はどうなるのですか。納める相手は引き続き盛岡地区広域消防組合になるのか、それとも協議会ということも視野に入ってくるのか、そこだけ確認しておきたいと思います。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 今後の流れとしましては、最初に実施設計を立てて、その後に設置の事業ということになりますけれども、そちらにつきましても全て消防本部につきましては負担金で納めるという形になってございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 負担金として納める相手は、協議会が確立した後も今回同様に盛岡地区広域消防組合が予算を計上して議決しているのだからから、来年度以降も盛岡地区広域消防本部組合に納めるのか、それとも、つくられて機能するだろう協議会になるのかという質問ですが。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 負担金は盛岡地区広域消防組合に納める形になります。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○9番（落合久三君） はい。

○議長（藤原光昭君） そのほか、よろしいですか。

中村議員。

○12番（中村勝明君） 私も1点質問してみたいと思います。

予算書の18ページ、19ページなのですが、常備消防費、職員給料が204人分、計上になっております。消防官について女性消防官は何名でしょうか。新年度で見ている数をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 女性消防士につきましては、現在7名在籍しております。そして、来年度に1名採用を予定してございますので、合計で8名ということになります。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） 細かいことで恐縮ですが、7名プラス1で8名の採用になるようですが、勤務先をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤原光昭君） 中村消防次長。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） 勤務先につきましては、宮古消防署に3名、山田

消防署に2名で新里分署に2名、計7名で、新採用の方1名につきましては消防学校に入りますので、消防学校を卒業した10月以降に配置を決める考えであります。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） 私がなぜこれを聞いたかといいますと、女性でありますから女性用の仮眠室か何かなければ勤務するのが無理だと思うのですが、仮眠室のない施設は、田野畑村もないようなのですが、ほかは何か所、どこにないのでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 現在、女性職員が勤務できる所属につきましては、宮古消防署、山田消防署、そして新里分署の3か所になります。残りの施設には議員がおっしゃったとおり現在は勤務できない状況にありますけれども、これにつきましては、施設整備の計画の中で令和8年度までには整備したいというふうに考えてございます。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） これは、女性が勤務できる状態を令和8年度と言わず早めるべきだと思いますが、どうでしょうか。そうはいつでも財源がかかる、お金がかかるものではありますが、やはり格差があつては駄目だと思うのですよ。市長、管理者に聞きたいところですが、消防長で結構ですので早めるべきだと思いますが、どうですか。

○議長（藤原光昭君） 山本管理者。

○管理者宮古市長（山本正徳君） 状況等を見ながら検討はさせていただきたいと思いますので、今の時点では、やる、やらないということは、この場ではなかなか明言はできませんけれども、議員がおっしゃるように幾らかでも早く整備ができないかどうか検討させていただきたいと思います。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第1号

令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,225,468千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月23日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位・千円)	
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	項	金 額
款			
1	分担金及び負担金		3,118,307
		1 負担金	3,118,307
2	使用料及び手数料		41,960
		1 使用料	133
		2 手数料	41,827
3	国庫支出金		22,165
		1 国庫補助金	22,165
4	県支出金		7,634
		1 県負担金	7,634
		2 県補助金	0
5	財産収入		361
		1 財産運用収入	360
		2 財産売却収入	1
6	繰越金		1
		1 繰越金	1
7	諸収入		35,040
		1 組合預金利子	5
		2 雑入	35,035
** 歳 入 合 計 **			3,225,468

歳 出		(単位・千円)	
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	項	金 額
款			
1	議会費		2,424
		1 議会費	2,424
2	総務費		81,343
		1 総務管理費	81,000
		2 監査委員費	343
3	衛生費		1,098,870
		1 保健衛生費	10
		2 清掃費	1,098,860
4	消防費		2,006,173
		1 消防費	2,006,173
5	災害復旧費		2
		1 厚生労働施設災害復旧費	1
		2 その他公共・公用施設災害復旧費	1
6	公債費		26,656
		1 公債費	26,656
7	予備費		10,000
		1 予備費	10,000
** 歳 出 合 計 **			3,225,468

第2表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
生活環境影響調査業務委託	令和5年度	限度額 16,000 千円

◎議案第2号 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（藤原光昭君） 日程第5、議案第2号 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 議案集2－1ページをお開き願います。

議案第2号 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,929万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億285万9,000円とするものでございます。

令和4年3月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますので、2－6ページ、2－7ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費123万6,000円の減額は、議員研修の中止によるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費553万円の減額は、職員手当、旅費及び委託料の実績によるものでございます。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費314万6,000円の減額は、施設管理に係る各種業務委託の確定等が主な理由でございます。

3目埋立処分地施設費483万1,000円の減額は、施設管理に係る各種業務委託及び浸出液処理施設自動給水装置更新工事の確定によるものでございます。

4目し尿処理施設費572万3,000円の減額は、施設管理に係る各種業務委託及び第2衛生処理場計装機器更新工事の確定等によるものが主な理由でございます。

2－8ページ、2－9ページをお開き願います。

5目汚泥混焼施設費5万3,000円の減額は、汚泥分析業務委託実績見込みによるものでございます。

6目リサイクル施設費195万円の減額は、施設運営費用の実績見込み及び各種業務委託の事業確定によるものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費1,294万1,000円の減額は、職員給与費、旅費その他の経費の実績見込みによるものでございます。

2目消防施設費388万5,000円の減額は、浴室等改修工事及びその関連業務委託の確定によるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、2－4、2－5ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金については、歳入補正額及び歳出補正額に基づき調整し、補正するものでございます。

1節総務676万6,000円、2節衛生3,765万9,000円、3節消防1,682万6,000円、合計

6,125万1,000円の減額です。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目衛生手数料は、ごみ処理手数料の収入見込みによりまして229万5,000円増額するものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金は、廃棄物処理施設モニタリング事業の実績により19万3,000円減額するものでございます。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入は、鉄くずを含む各種資源物の売払収入見込みにより1,985万4,000円増額するものでございます。

以上が令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（藤原光昭君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、異議なしと認めます。

それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

落合議員。

○9 番（落合久三君） 副管理者もおいでですので、先ほど全協で質問した点で、やはりちょっとどうかと先ほど議論もして思った点があります。それは何かといいますと、今提案された令和3年度の補正予算ですが、特にどの項目というのではなくて、各款項の中にある委託費、これの多くが減額の補正が提起されましたが、その個々の内容というよりも、全協での説明ではこういうふうに文言になっています。私の理解は、その前に「委託契約確定による減」という表現が全部あるんです。それとは別に全協のときの説明資料に「実績見込みによる減」というふうに書いてあるんです。

私の議員活動の中で、減額補正するときの理由の一つは、実際に事業をやってみて結果として10の予算立てたけれども、こういう理由で90でとどまったと、だからマイナス10だよという実績見込みによる減というので慣れてきたものですから、今回、私は初めて「委託契約確定による減」という表現がずっと使われたんです。

先ほど、休憩中にちょっと事務局に聞いたら、初めて見たという人もいたし、正直言えば。今回なのか、初めての表現なために、そこで聞くのですが、どこでもいいのですが例えば2－8、2－9ページ、4 款消防費、1 項消防費、2 目消防施設費の12節委託料、庁舎配管図作成実施設計業務委託料が49万円の減、浴室等改修工事監理業務委託料84万円の減、合計で133万円の減。これが全協での説明ではどう書いてあるかといいますと、「委託契約確定による減133万円」というふうに説明書きがあるんです。

そうしていきますと、こういう素朴な疑問が生じるんですよ。その委託契約が確定したために、そのことによる減だというのは、当初予算を議決して、さあ、新しい新年度でこういう仕事を始めるよというときに、事業の内容によっては業者に、またはいろんなコンサル会社に委託をするときに、委託契約を結んでスタートするのが普通でしょう、当たり前なんです。ところが、この表現だと委託契約を結ばないで事業を始めていて、ある一定の時期が来てはつきりしてきたので委託契約を確定したのかなと。そんなこと

はあり得ないと思っているし、実際はそうではないのですが、そういうふうにも受け取られるんですよ。

もう一度言いますが、「委託契約確定による減」と書いてあるんですよ。私は普通に中身もちょっと全協でも聞いたのですが、「実績見込みによる減」ではどうして駄目なの。内容はそうだと思うのですが、改めてちょっと今までない説明の仕方になっているので、ちょっとやっぱり誤解を生むおそれがある。こういう細かいことでありますが、管理者や副管理者はそういうことを知っていたのでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 説明が少し拙くて、「実績見込み」と「委託の確定による」というこの使い分け、ここをしっかりと私、説明し切れませんでしたので、改めて説明します。

広義的に言えば、全てこれは実績見込みによる減だと思います。その中で委託料とか工事だけ、なぜこういうふうに確定という言葉を使ったかという、着手から完成まであって、その間で契約をして内容に変更もなくて、仮にあって変更契約しても、もうこれ以上、金額も業務内容も動かないと。そして、そういうことでもって「委託契約確定による」という言葉遣いをしたのであります。

それから、実績見込みというのは、日々、月々の支払いの部分、これがもう3月の時点になって実績見込みで、これ以上もう払う必要はないので減額するということで、今回その「実績見込み」と「委託契約確定による減」という2つの言葉の使い分けをしたものであります。ただ本当に広い意味でいえば、全て実績見込みによる減というのは、それは私も落合議員のご指摘のとおりだと思います。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） こつぱるつもりはないのですが、初めての表現を使うときは、やっぱり慎重であるべきだと思いますよ。今、事務局長が説明したのは、「実績見込みによる」で十二分に伝わります。あえて「委託契約が確定したことによる減」と書く必要が本当にあるのか。そこまで書くからには様々な疑問にきちんと答える準備をして提案しなければ、説明聞いていると、だって普通考えて予算を議決して、それで業者に仕事を頼むときに委託契約結んで始めるわけでしょう。結ばないでやるということはありませんから、結んで始めるんです。そして、いろんな事情があって、大雨が降ったために工事がちょっと遅れたとか早まったとか、そういうのが絡み合って、そして、ほぼこれで確定だなと。当初予算100で始めた事業が、大体もうあらゆる問題をクリアして90で終わりそうだというときには、実績見込み90によるためにマイナス10の減ですというのが非常に分かりやすい。

ところが、「委託契約確定による減」と、こういうふうに言うと、契約が確定しないで事を始めた、そんなのは誰もそうは思わないかもしれないけれども、そういう誤解が生じたりするので、私は実務上の問題だけではないと思います、こういう記述の仕方。もっとそこはいい意味で試され済みの、何人が読んでも、ああ、そういう意味かというふうに分かるような表現でやるべきだと思います。

そういう意味では、初めてのことで全協でもそういう問題を指摘したのですが、

市長、ぜひちょっと事務方とも、よく聞いて適切に対応すべきだと思っの質問ですが、
どうですか。

○議長（藤原光昭君） 山本管理者。

○管理者宮古市長（山本正徳君） 意味は同じだというのは分かりましたので、その辺の
表現につきましては、事務方としっかり協議の上、対応させていただきたいと思います。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号

令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 39,295 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,002,859 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 23 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2,853,406	△61,251	2,792,155
	1 負担金	2,853,406	△61,251	2,792,155
2 使用料及び手数料		45,107	2,295	47,402
	2 手数料	44,973	2,295	47,268
3 国庫支出金		15,978	△193	15,785
	1 国庫補助金	15,978	△193	15,785
7 諸収入		29,886	19,854	49,740
	2 雑入	29,881	19,854	49,735
補正されなかった款項にかかる額		97,777		97,777
** 歳 入 合 計 **		3,042,154	△39,295	3,002,859

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,424	△1,236	1,188
	1 議会費	2,424	△1,236	1,188
2 総務費		84,840	△5,530	79,310
	1 総務管理費	84,497	△5,530	78,967
3 衛生費		1,000,014	△15,703	984,311
	2 清掃費	1,000,004	△15,703	984,301
4 消防費		1,918,218	△16,826	1,901,392
	1 消防費	1,918,218	△16,826	1,901,392
補正されなかった款項にかかる額		36,658		36,658
** 歳 出 合 計 **		3,042,154	△39,295	3,002,859

◎議案第 3 号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） 日程第 6、議案第 3 号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 議案集 3－1 ページをお開き願います。

議案第 3 号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、育児等と仕事の両立支援のため、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る人事院規則が改正され、令和 4 年 4 月 1 日に施行されることから、当組合におきましても同様の措置を講じるため条例改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明いたします。

非常勤職員について、第 2 条は、育児休業の取得要件について、第 17 条は、部分休業の取得要件について、いずれも引き続き勤務した期間を 1 年以上とする要件をなくするものでございます。

3－2 ページをお開き願います。

第 21 条は、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する育児休業制度その他の事項の周知及び意向確認の措置、不利益取扱いの禁止について定めるものでございます。

第 22 条は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について定めるものでございます。

なお、附則により、この条例の施行日を令和 4 年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和 4 年 3 月 23 日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（藤原光昭君） 説明が終わりました。

これより議案第 3 号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号 宮古地区広域行政組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） 日程第７、議案第４号 宮古地区広域行政組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 議案集４－１ページをお開き願います。

議案第４号 宮古地区広域行政組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本組合では、事務の効率化を図るため、各種手続における押印の見直しを進めているところでございます。この一環として、新たに職員となった者が提出する宣誓書について、署名のみとし押印を廃止しようとするものでございます。

なお、附則により、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和４年３月２３日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、手続による押印を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（藤原光昭君） 説明が終わりました。

これより議案第４号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） 以上で本会議に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和４年３月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 ２時０６分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員